

平成29年度高知県地域災害支援ナース育成研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県地域災害支援ナース育成研修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域の防災対策のほか、適切なトリアージ及び応急看護並びに被災者の生活支援に必要な知識及び技術を習得し、災害発生時に地域の関係機関と連携を図りながら支援活動を行う看護師を育成するため、公益社団法人高知県看護協会（以下「補助事業者」という。）が実施する別表第1に掲げる研修事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率については、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金等の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（補助金額の30パーセント以内の減額を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができること。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(情報の開示)

第8条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成29年4月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号及び第5号、第7条第3項並びに第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

1. 事業名	高知県地域災害支援ナース育成研修事業
2. 事業内容	<p>(1) 研修対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師のいずれかの資格を有する者</p> <p>(2) 研修内容 原則として次に掲げるものとする。 ① 災害支援ナースの概要 ② トリアージ及び応急看護に関すること ③ 地域防災計画に関すること ④ 被災者の生活支援(長期的支援)に関すること ⑤ その他、補助目的を達成するために知事が必要と認めるもの</p> <p>(3) 開催場所及び開催回数 原則として、各福祉保健所の管轄内の施設でそれぞれ1回ずつ開催するものとする。</p> <p>(4) その他 ① 研修会場の選定に当たっては、受講者が参加しやすいよう、場所や規模等に配慮すること ② 受講者の募集に当たっては、医療機関等に協力要請を行うなど、受講者の確保に努めること</p>
3. 補助対象経費	報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料
4. 補助基準額	750千円
5. 補助率	<p>2分の1</p> <p>※ 算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。